

横浜市立大学論叢

第59巻 人文科学系列 第1・2合併号 木下芳子教授退職記念号

目 次

木下芳子教授 略歴・研究業績	1
コミュニティの規則についての判断と責任の帰属	木 下 芳 子 9
保育士と幼児のやりとりの中にあらわれる行動の目標の提示とその評価	木下芳子・長谷川真里 23
バンコクの市内軌道整備 1888～1910年	柿 崎 一 郎 41
不死の神と永遠なる神	三 上 真 司 79
－神的な神とその末裔（II）－	
同格名詞節における補文標識thatの省略について	村 山 和 行 109
高度成長期における公立大学の国立移管に関する研究 －三重・岐阜・兵庫・山口・島根の各県立大学の移管を中心に－	高 橋 寛 人 131
ハンガリーの全国市民基金制度～市民セクター振興政策	岡 真 人 179
アウシュヴィッツへの道 －「過去の克服」の世界的到達点の地平から－（3）	永 岑 三千輝 201
関東大震災と朝鮮人虐殺	倉 持 和 雄 219
博物学と教育学	朝比奈 大 作 235
普仏戦争の勃発 I－集団的熱狂の綺想曲－	松 井 道 昭 251
親から子への自称詞使用実態とアイデンティティ構築	佐 藤 韶 子 279

アウシュヴィッツへの道

—「過去の克服」の世界的到達点の地平から(3) —

永 岑 三千輝

目 次

はじめに

第一章 ヒトラー・ナチス指導者の世界観・思想構造・戦略

1. ドイツ民族の「^{レーベンスラウム}生存圏」拡大戦略
 - (1) ヒトラーの『わが闘争』と『統・わが闘争』
 - (2) 民族共同体の構築=ヒトラー独裁体制確立と再軍備・四力年計画
 - (3) ホスバッハ・メモに見る具体的な戦争計画(以上、『横浜市立大学論叢』第58巻人文科学系列、第1号)
 - (4) 領土拡大政策の第一段階・フリッチ危機と反ユダヤ主義の論理
—「帝国水晶の夜」と1939年1月30日の国会演説—
 - (5) ポーランド侵攻の構想—領土拡大の第二段階へ(以上、『横浜市立大学論叢』第58巻、社会科学系列、1・2合併号)
2. ポーランド侵略開始・ドイツ民族強化政策と「ユダヤ人問題」
 - (1) ポーランド侵攻の正当化と開戦の陰謀—暗号名「ヒムラー」作戦—
 - (2) 併合地域・東方のドイツ民族強化・ゲルマン化 一大帝国の中核構築—
 - (3) 戦時下におけるゲルマン化政策の修正—「民族リスト」政策—

2. ポーランド侵略開始・ドイツ民族強化政策と「ユダヤ人問題」

(1) ポーランド侵攻の正当化と開戦の陰謀—暗号名「ヒムラー」作戦 —

すでに1939年4月に、「1939/40年の国防軍の統一的戦争準備のための指令」¹のなかで、9月1日までのポーランド攻撃準備完了命令を出していたヒトラーは、5月23日に国防軍の最高司令官たちにポーランド攻撃を近いうちに始めないと不利になることをさまざまの理由をあげて説き明かしました²。彼は、国際関係を利用して、ソ連を自らの当面の目的（ポーランド侵攻）のために引きずり込み（スターリン・ソ連国家指導部もそれに呼応し）、攻撃開始予定日の約1週間前（8月22日）には、独ソ不可侵条約とポーランド分割のための秘密議定書を手に入れることに成功しました。モスクワでの調印は翌23日でした。目的のためには、不俱戴天の敵とも手を結ぶということです。『わが闘争』、あるいは、『第二の書』（『統・わが闘争』）以来一貫して征服支配を目指してきたソ連の指導者とも一しかし、一時的過渡的に一手を結ぶ、というのがヒトラーの一貫した手法でした³。まさに、目的のためには手段を選ばず、を実践していたわけです。

1 Schreiben Keitels vom 3. April 1939; Weisung Hitlers vom 11. April 1939 (Nürnberger Dok.120-C), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.34, S.380-382. "Fall Weiß" in: ibid., S.388-397.

2 すでに見たように、5月23日の会議において。Bericht über Besprechung am 23. 5. 1939 (Nürnberger Dok. 079-L), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.37, S.546-556.

3 権力掌握後、軍事力も十分でない弱い国内的国際的力関係の段階では、ヒトラーは、ポーランドとも、不可侵条約を結んでいました。1939年1月30日の国会演説でも、ヒトラーはポーランドとの友好関係を語っていました。しかし、その意図は、対ソ攻撃・東ヨーロッパへの領土拡大にポーランドを引き込むという思惑で、こうしたドイツ支配下への隸属をポーランドが拒否すると、東に進む前提として、まずはポーランドを支配下に置くことがヒトラーの目標となります。Kurt Pätzold, *Deutsch-polnischer Nichtangriffspakt*, in: *Enzyklopädie des Nationalsozialismus*, S. 1218 (vgl. EdNS, S. 430), Verlag Klett-Cotta.

アウシュヴィッツへの道もまた、この一貫した戦略と手法の中で見る必要があります。彼が直面したその時々の課題と目的との全体的連関の中で、個別問題としてアウシュヴィッツを見ていく必要があるということです。ヒトラーの目的は、基本的な戦略レベルのものから、当面の戦術的なものまで、中心的なものからそれに付随する周辺的なものまで、多次元にわたっています。それらの目的ないし目標を、ダイナミックな立体的な構造においてみていく必要がある、ということです。

独ソ不可侵条約調印の前日、すなわち8月22日、その調印によってドイツのポーランド攻撃が二正面作戦に陥ることを回避できる戦略的優位を踏まえて、軍の最高司令官たちに、ポーランド攻撃の必要性・可能性・現実性について状況説明を行います。「今をおいてほかはない。2-3年後では駄目だ」と⁴。現時点での行動の必要性という点では、戦争を率いることのできる太い精神を持った人物、政治的能力を持った人物、「全ドイツ人の信頼を得ている自分のような人物」が他にだれもいない、しかもその自分は、「いつなんどき、犯罪者によって、ばか者によって、消されるかわからない」からだといいます⁵。もちろん、われわれが知るよう、国会放火事件による共産党弾圧を手始めに、社会民主党、労働組合、その他中間的諸政党や保守政党も存在できなくし、さらにはレーム肃清事件で党内の左派的部分も切り捨て、言論出版の自由をほぼ完全に廃棄して、国民のなかから自由な意見表明の場・チャンスをすべて奪った上で形作られた總統神話でしかないのであるが、軍の最高司令官たちは、こうした政治プロセスのなかで権力を集中したヒトラー・ナチ体制に多かれ少なかれ共感し、再軍備政策による軍の膨張で地位を上ってきた人々なのですから、ヒトラーの自己讃美に反論できるわけもありません。他方、ヒトラーは、イギリスやフ

4 Ansprache Hitlers an die Oberbefehlshaber am 22. August 1939 (Nürnberger Dok.798-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.26, S.341.

5 Ibid., S.339.

ランスには「まともな人物がいない」とします⁶。

ヒトラーは、国際的な情勢も「われわれにとって有利だ」とします。地中海では、イタリアとイギリス・フランスとの対立、東アジアでは日本とイギリスとの対立、中東ではイスラム世界を危機に陥れる緊張があるとします⁷。それらは、敵側の力の分散として、ヒトラーにとっては有利な条件でした。ここで、われわれ日本人としては、ヒトラーの侵略開始の一つの促進要因、侵略正当化の根拠に、わが国の極東での侵略拡大とイギリスとの対立激化があったことは忘れてはならないでしょう。逆にまた日本帝国の指導者の膨張の正当化は、西欧列強のアジア侵略の現実でした。

日本帝国と大英帝国の争いは、第三帝国ドイツにとって、みずからの膨張政策を正当化し、しかも、敵国の弱体化を意味するものとして、有利な条件であったわけです。さらに、ヒトラーによれば、大英帝国は、第一次大戦で弱体化しました。大英帝国はアイルランドとの紛争、南アフリカの独立化、インドへの更なる譲歩の必要性などで、非常な危機的状況にあるとします。フランスの地位もまた、特に地中海で、悪化しているとします⁸。ところがドイツは、独ソ不可侵条約によって、「海上封鎖を心配する必要がない。東が、穀物、家畜、石炭、鉛、亜鉛を供給する」と⁹。

2007年1月から、ルーマニアとブルガリアが、EUに加盟しました。平和的なヨーロッパ統合の拡大の最新段階をわれわれは眼にしています。このルーマニアやバルカンの情勢にも言及しています。記録の文脈は必ずしも明確ではないのですが、たとえば、ルーマニアが「強くはならなかった。攻撃しやすく、傷つきやすい。ハンガリーとブルガリアに脅かされている」としています。ルーマニアへの介入とドイツの同盟者としての引きずり込みのチャンスを見ているといえるでしょう。また、トルコについては、ケ

6 Ibid.

7 Ibid., S.340.

8 Ibid.

マルの死後、「小物の幽靈、無定見な弱い人間によって統治されている」とします。いずれにしろ、ヒトラーは「すべて幸運な情勢」だとして、みずからの戦争政策開始の正当化理由としました。これらすべての幸運な情勢が「2-3年後にはもはや存在しない」と断言するのです。「誰も私がどれほど長く生きるか知らない。だから、対決は今の方がいいのだ」と、即刻のポーランド攻撃を主張します¹⁰。

大軍を率いる戦争を計画的に開始するには、前もって軍の準備を万端整えた上で、開戦のきっかけを捏造する必要がありました。ヒトラーは、ポーランド軍による国境侵犯事件をでっち上げて、それへの正当な反撃だと喧伝して、攻撃を開始することになります。ヒトラーは二つの国境侵犯事件を大々的に宣伝しましたが、二つとも親衛隊が演出したものでした。

ラインハルト・ハイドリヒは、1939年8月はじめ、親衛隊ライヒ指導者ヒムラーの命令により、部下を使ってポーランドによる国境侵犯事件を作り出すことを託されました。ベルリン近郊ベルナウの親衛隊フェンシング訓練場に、中隊規模の、ポーランド国境のシュレージエン出身の親衛隊員（ポーランド語ができる隊員）を集め、訓練しました。軍の防諜部がポーランド軍服を提供しました¹¹。プレッチ国境警察学校司令官で親衛隊大佐のハンス・トゥルンメラーに、警察学校の生徒と偽襲撃を無血で防衛する準備をさせました。ゲシュタポ長官ハインリヒ・ミュラーは、強制収容所ザクセンハウゼンから、死刑判決が下っている数人の囚人を連れてきて¹²、

9 Ibid., S.343.

10 Ibid., S.340.

11 軍防諜部は、これを暗号名「ヒムラー」作戦と呼んでいました。ポーランド軍服の調達に関係した防諜部の軍人（アメン大佐）の証言によれば、何に使うのか、怪しげなことは感じていたが、9月1日になって、何に使われたのかがわかった、と。Unternehmen "Himmler", in: *Der Nürnberger Prozess*, S. 2089 –2093 (vgl. NP Bd. 2, S. 495 ff.)

12 親衛隊員ナウヨックスの証言によれば、「約12人から13人の死刑判決の囚人」に、ポーランド軍服を着せる、睡眠薬で眠らせておいて、現場に射殺死体を残すとい

ポーランド軍による襲撃に際しドイツ側反撃で実際にポーランド軍服を着た死者が出たように見せかける準備工作をしました。事件の場所を管轄するオッペルン・ゲシュタボ長エマヌエル・シェーファー博士が、ドイツ人税関吏を退かせ、国境地域を封鎖しました。親衛隊准将ヘルベルト・メルホルンが、国境警察の投入について軍と打ち合わせを行いました。8月31日の夜、ホッホリエンデン近郊で親衛隊コマンドがドイツ税關の建物を銃撃しました。翌朝、住民は税關の建物にはっきりした血痕の残っているのを発見しました。ピッテンでは、営林署員が市長に電話をかけ、国境沿いの森にある山小屋がポーランド人に襲撃されたと伝えました。このでっち上げ事件に参加した親衛隊員たちは、暗号名「タンネンベルク作戦」で編成された5つの特別投入部隊に組み入れられ、のちにソ連に侵攻したドイツ国防軍の後を追って、治安平定の任に当りました¹³。

同じ8月31日の夜、治安警察保安部長官ハイドリヒの命を受けた親衛隊特務班がポーランド人に見せかけてグライヴィツ放送局襲撃事件も引き起こしました。十分な準備をし、現地の民間人や警察が介入することのないよう防護した上で、親衛隊大佐アルフレート・ナウヨックスが、民間人の服装をした6人の親衛隊員と放送局を襲撃したのです¹⁴。20時のニュースが中断されました。ポーランド人マイノリティ出身の通訳が、「ポーランド人蜂起団」の名前で、「全ポーランド人の解放の時だ」と告げました。こ

うことになっていた。Eidliche Aussage des früheren SD-Angehörigen Alfred Helmut Naujocks vom 20. November 1945 (Nürnberger Dok.2751-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, S.91.

13 Jürgen Runyheimer, Grenzzwischenfälle, in: *Enzyklopädie des Nationalsozialismus*, S. 1505 (vgl. EdNS, S. 493), Verlag Klett-Cotta.

14 親衛隊員ナウヨックスの証言。ハイドリヒが彼に、1939年8月10日ごろ、ポーランド兵によるグライヴィツ放送局襲撃を演じるよう命じました。ハイドリヒは彼に、「ポーランドの襲撃だという実際の証拠が、外国の新聞とドイツの宣伝のために必要だ」と語りました。Eidliche Aussage des früheren SD-Angehörigen Alfred Helmut Naujocks vom 20. November 1945 (Nürnberger Dok.2751-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, S.90-92.

の作戦は数分間で終了しました、死者は通訳一人と強制収容所の囚人一人でした。通訳の死体は放送室に、囚人の死体は放送局車寄せのところに放置されました。これも、ゲシュタポ長官が準備した死刑囚を利用したものでした。一人の治安警察官が、近くの警察所からの捜査が入らないように、犯行現場を封鎖しました¹⁵。

(2) 併合地域・東方のドイツ民族強化・ゲルマン化—大帝国の中核構築—

ヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒなどにとって、東方大帝国の中核部分としてのライヒ（ドイツ本土）を拡大し、その民族を増やし、地域のゲルマン化を行うこと、異民族人口を減らすこと、その意味での民族浄化、あるいは、「民族の耕地整理」は、基本戦略でありました。ポーランド侵攻の成功によって、この課題が実施可能なものとして、また、実施していくべきものとして、前面に出てきました。『ドイツの仕事—民族政策月刊誌—』におけるヒムラーの文章はそのことを明確に述べています。すなわち、「われわれの課題は、東部を古い意味でゲルマン化することにはない。すなわち、そこに住んでいる人間にドイツ語やドイツの法律をもたらすということにはない。そうではなくて、東部に本物のドイツ人の血、ゲルマン人の血を持った人間だけが住むようにすることである」と¹⁶。

まさにこうした目的のために、ヒムラーは、ヒトラーによって1939年10月7日、民族強化全権に任命されました。「ヨーロッパにおけるヴェルサイユの帰結は取り除かれた。それによって、大ドイツ帝国は、これまで外

15 Jürgen Runyheimer, Gleiwitzer Sender, Überfall auf den, in: *Enzyklopädie des Nationalsozialismus*, S. 1492 (vgl. EdNS, S. 491), Verlag Klett-Cotta.

16 Ausspruch Himmlers, Juni-Juli 1942, über die Germanisierungsaufgaben im Osten, aus: Deutsche Arbeit. Die Volkstumspolitische Monatsschrift. Berlin, 42. Jahrgang. Heft 6/7, Juni/Juli 1942 (Nürnberger Dok. 2915-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, 281.

国に住まなければならなかったドイツ人を自らのうちに受け入れ、住み着かせなければならない」とし、その逆に、「帝国とドイツ民族共同体にとって危険を意味する異民族分子」を併合地域から外に移住させ、排除するものとし、その政策遂行の全権としてヒムラーを任命すると¹⁷。

異民族の追放とドイツ人の帰還・入植の執行機関は、ヒムラー令によって1939年9月27日、治安警察、保安部、秘密国家警察（ゲシュタポ）、刑事警察などを統合して創設された帝国保安本部¹⁸ ありました。その長官がハイドリヒでした¹⁹。ホロコーストの中心的推進者ヒムラーとハイドリヒは、まさに民族強化政策による移住や追放の執行者であったわけです。追放するべき異民族の一つに当該社会のマイノリティとしてのユダヤ人がいたのです。彼らが建設的目標としたのがドイツ民族強化・地域のゲルマン化の基本戦略であり、まさにその中心的執行機関だったということ²⁰、後に展開するホロコーストの意味を理解するためには、これをしっかりと見据える必要があります²¹。

17 Erlass Hitlers "zur Festigung Deutschen Volkstums" vom 7. Oktober 1939 (Nürnberger Dok.686-PS), in : *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.26, S.255.

18 Befehl Himmlers vom 27. September 1939: Gründung und Organisation des Reichssicherheitshauptamtes (Nürnberger Dok. 361-L), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.38, S.102-106.

19 Eidliche Erklärung vom 4. August 1945 des SS-Obergruppenführer Otto Hoffmann, Chef des Rasse- und Siedlungshauptamtes 1941 bis April 1943 (Nürnberger Dok.049-L), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.37, S.460-461.

20 Amtliche Darstellung der Aufgabe, Mitgliederauslese und Organisation der SS, Stand von 1943 (Nürnberger Dok. 2640), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, S.42-51.

21 チェコ（ペーメン・マーレン）の場合も、結果としては、ポーランドと比べればチェコ人が追放されることはすくなかったにしても、「国家政策的に、この地域を大ドイツ帝国へ徹底的に編入し、民族政策的にドイツ人でこの空間を満たすこと、すなわち、チェコ人の追放と地域のゲルマン化の基本戦略は存在した。Schreiben Neuraths an Lammers vom 31. August 1940 mit Anlagen: (1) Aufzeichnung über die Zukunft des Böhmischt-Mährischen Raumes; (2) Denkschrift Karl Hermann Franks vom 28. August 1940 (Nürnberger Dok 3859-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.33, S.252-271. Hier S. 253. しかし、ポーランド人マジョリティに対する処遇と同じく、

ポーランド占領とその一部のドイツ帝国への併合、その他の部分の総督府支配下への編入においては、まさにポーランド人自身の追放こそが一番大きな課題でありました。地域のマイノリティに過ぎないユダヤ人を追放しても、地域のマジョリティとしてのポーランド人がそのままであれば、ドイツ民族の強化策・地域のゲルマン化は進展しないことになります。第二帝政期における東部国境地域での「民族闘争」で、ポーランド民族に敗れた状態を根本的に変えるのが目標となります²²。

帝国への併合地域において、ポーランド人の追放こそが、民族強化・ゲルマン化において主要な課題であったことは、親衛隊・警察の幹部にとって、明確なことでした。たとえば、その一つ、ヴァルテガウ（ライヒスガウ・ヴァルテラント）は、人口420万人のうち、ポーランド人が85%、ドイツ人7%、ユダヤ人8%でした。ドイツへの併合（1939年10月）に際して、1919年当時のドイツ国境よりも150–200kmも東に国境が移されたため、この大管区内のポーランド人比率が非常に高くなつたのでした²³。それだけに、大管区長グライザーの民族強化・ゲルマン化の課題は大きなものとなり、移住政策は「急進的」で、「野蛮に」なります。地域内のポーランド人をできるだけ多く総督府領内へ追放し、そこに主としてソ連から帰還させた民族ドイツ人を入植させようとします。さらに、この圧力に加えて1941

チェコ人マジョリティに関しても、ドイツ第三帝国の置かれた状況によって、扱いは変化する。戦争経済に動員することが重要となれば、すなわち、独ソ戦への動員が緊急の必要時となれば、当面、追放の政策は遠ざかる。追放は、まずは地域内のユダヤ人だけに限定されることになる。Schreiben Neuraths vom 27. Juni 1941 (Nürnberger Dok. 3862-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.33, S.271-273.

22 高級親衛隊・警察指導者コッペの雑誌論文「ヴァルテガウの民族前線」
SS-Obergruppenführer und General der Polizei Wilhelm Koppe, Hüherer SS- und
Polizeiführer beim Reichsstatthalter in Posen. Die Volkstumsfront im Warthegau, aus:
Deutsche Arbeit. Die Volkstumspolitische Monatsschrift. Berlin, 42. Jahrgang. Heft 6/7.
Juni/Juli 1942 (Nürnberger Dok. 2915-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, 281-282.

23 Volker Rieß, Wartheland, Reichsgau, in: *Enzyklopädie des Nationalsozialismus*, S.
2847 (vgl. EdNS, S. 797 ff.), Verlag Klett-Cotta.

年6月以降開始される独ソ戦の圧力が加わります。ヴァルテガウのマイノリティのユダヤ人は、一番厳しい条件に置かれ、ほとんどがこの大管区内に作られたクルムホーフ（ハウムノ）の絶滅収容所で殺害されることになります²⁴。

ヒトラーは、1939年10月17日、国防軍最高司令部長官カイテルとの会談で、総督府として統治するポーランドについて方針を述べます。ポーランド人インテリが支配層になることを阻止しなければならない。低い生活水準にとどめなければならない。労働力を作り出すことだけが必要だ。過酷な民族闘争を実施し、いかなる法律的な制約も許されない。その方法がドイツの他の諸原則と一致しなくともいい。総督府は、ポーランド人にわずかな生活の可能性だけを与え、軍事的安全性を確保するものとする、などと²⁵。つまり、総督府領域に押し込められたポーランドのマジョリティであるポーランドの人々さえ、このような抑圧状況におくということです。ポーランドのマイノリティであるユダヤ人が、さらに厳しい条件下におかれることは、「いかなる事情があってもユダア人とポーランド人を事実上も方形式上も同等にしない」上から下への抑圧的な階層的統治のあり方からして必然となります²⁶。この時点では、総督府領域を帝国領域からのユダヤ人とポーランド人の「清掃」を可能にする地域、つまり帝国領域に併合された地域のユダヤ人・ポーランド人の受け入れ地域とすることも命じます²⁷。付言すれば、ポーランド占領当初は、ユダヤ人を殺すことまでは

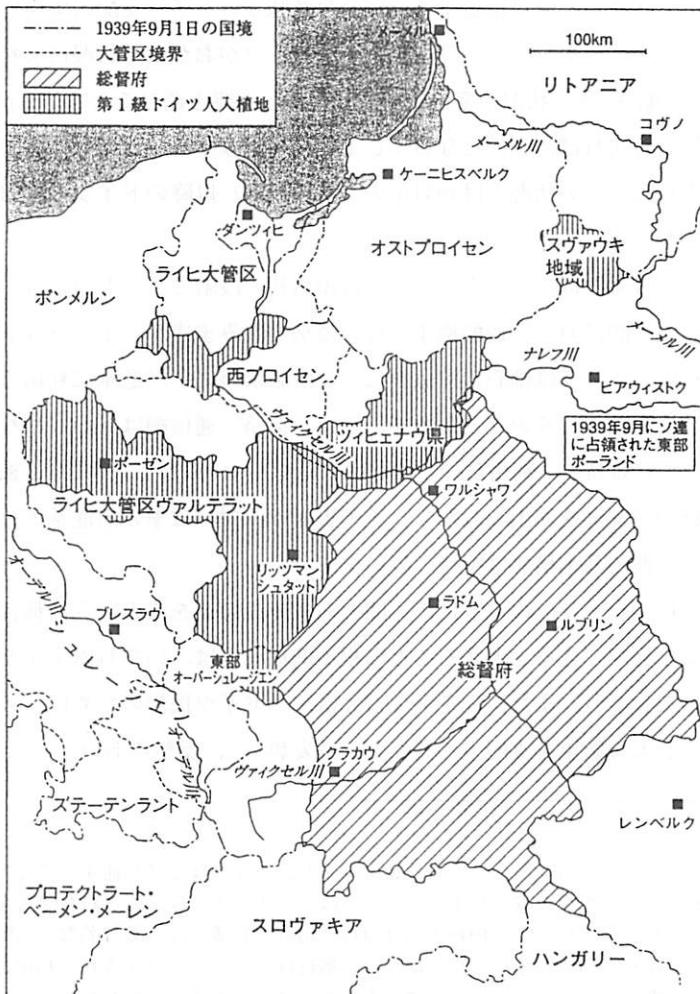
24 Ibid.

25 Bericht vom 20. Oktober 1939 (Nürnberger Dok.864-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.26, S.377-379.

26 Geheimes Gutachten, Abgeschlossen Januar 1940: "Rechtsgestaltung deutscher Polenpolitik nach volkspolitischen Gesichtspunkten", Plan zur Unterjochung Polens und zur Vernichtung des Polentums (Nürnberger Dok. 661-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.26, S.206-242, hier S.233.

27 Bericht vom 20. Oktober 1939 (Nürnberger Dok.864-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.26, S.379.

併合ポーランドのドイツ化計画



出所：Bundesarchiv (Hrsg), Europa unterm Hakenkreuz, Bd. 8, Heidelberg 1996, S. 325.

[永岑『独ソ戦とホロコースト』日本経済評論社, 2001年, 302ページ]

構想していません。しかし、「この民族闘争においては、賢明さと過酷さによって、この土地をめぐって再び戦場にしなければならないことはないよう」することを目指します。完全な意味でのドイツ支配の実現をめざすわけです。しかし、ヒトラー・ナチスドイツがおかれた状況によれば、その「過酷さ」が、状況の変化によって殺害へと突き進むことは、ヒトラーの論理からすれば、必然となるでしょう。先走りすることになりますが、一言すれば、その状況とは1941年の「冬の危機」以降のドイツの総力戦敗退の状況です。

なお付言すれば、このポーランド占領当初の段階で、ヒトラーは、ポーランドの人間に対して過酷極まりない姿勢で臨みますが、ポーランドの軍事的利用に関しては細心の注意を払うことを求めます。「進軍に利用できるように」備えておくのだとしています。鉄道、道路、通信網は「われわれの目的のために維持し、利用しつくさなければならない」と²⁸。つまり、独ソ不可侵条約で友好を演出しながら、その裏面で、対ソ攻撃の前進基地とするという長期的基本構想は堅持しています。

しかし、ヒトラーのように、人間ともの・設備とをこのように都合よく分けることができると考えることの根本的な問題は、いずれ露呈することになるでしょう。また、先走って言えば、「ドイツ民族のために」スラヴ地域の広大な領土を支配下に置くという妄想も²⁹、反撃にあい、かえって

28 Ibid.

29 この点は、ヒムラー、ハイドリヒ、ローゼンベルクなどに共通することで、折に触れて、妄想が披瀝されます。たとえば、さまざまに練り直された東方全体計画なるものがそれです。1943年10月14日、司令官会議で行った有名な（当時はもちろん秘密で、ニュルンベルク裁判の証拠資料として見つけ出され、利用されたからですが）演説で、ヒムラーは、次のように言います。「われわれにとって戦争の終結が東方への自由な道、ゲルマン人の帝国の創出を意味し、われわれが生存している間にも3千万のわが血の人間の受け入れによって、1億2千万のドイツ民族となる。その平和の中で、最初の20年間に村や町を再建し、ドイツの民族国境を東に500km移動させる」と。Rede Hitlers auf einer Befehlshabertagung in Bad Schachen vom 14.Oktober 1943 (Nürnberger Dok.070-L), in: *Der Nürnberger Prozeß*,

最終的にはドイツ領土の縮小にいたったことも、われわれが今日知るところです。妄想と悲劇は表裏一体です。

(3) 戦時下におけるゲルマン化政策の修正—「民族リスト」政策—

併合した地域からマジョリティのポーランド人を一網打尽に追放することは、現実には不可能です。平時においてはもちろんですが、軍事力による制圧下でも、無理なことは到底実現できません。戦時下特有の困難もあります。つまり、英仏の宣戦布告により、大国との戦争状態に入っているという現実があるからです。英仏との戦闘開始は、1940年5月からですが、まさに、西部戦線で火蓋を切ることは、背後となるポーランド地域の占領統治をできるだけ効率的に平穡に進める課題を提起します。

そこで、ヒムラーは、民族強化全権として、西部戦線で火蓋を切る前日、1940年5月には、併合地域のポーランド人、その後には総督府のポーランド人を、ドイツ化が可能なものとそうでないものとに、何段階かに分け、ドイツ化可能部分を活用することにします。そのために、ドイツ化可能の度合いに応じた4つのグループの「ドイツ民族リスト」を作成することを命じます³⁰。その目的は、ドイツ人化が可能なランクのものをドイツ本国の戦争経済に動員することにあります。英仏との戦争のためのドイツ人大

Bd.37, S.523.

1943年10月といえば、クルスクの史上最大の戦車戦でも敗北し、ひたすら全戦線で敗退状況、総崩れ状態に陥っていた段階でした。妄想の度合いは、この現実に照らすとき、1939年10月段階とは比較にならないほどひどい、といえましょう。しかし、そのような妄想に凝り固まって現実が見えなくなっている人物が、司令官会議で演説する権力者だったのです。悲劇は、まだまだ続く、いや悲劇がらせん状に拡大する、最後の半年が一番被害が大きかった、ということになります。

30 Anordnung Himmlers in seiner Eigenschaft als „Reichskommisar für die Festigung Deutschen volkstums“ vom 9. Mai 1940 (Nürnberger Dok. 2916-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, 285-286.

動員・前線への投入は、その空白を埋める人員を必要とさせるからです。

「編入された東部地域と総督府に住む異民族（非ドイツ民族）のなかには、「しばしば、その人種的な特性からドイツ化が問題になるような分子が存在する」として、ヒムラーは、自分が決めた指針に従い人種的に最も価値のある、北方人種の家族の選抜を行うことを命じました。そして、「こうした家族をドイツ本国の経営に入れる」ことを意図しました。その実際の仕事は、それぞれの地域の農民団や労働局と協力して、高級親衛隊・警察指導者が執り行うものとしました。また、そうした非ドイツ人を経営に配置するに当たっては、政治的にも教育者としても速やかなドイツ化という目標を達成できるような人物が経営指導者であるところを選ぶべきものとします³¹。

1940年7月には、「ドイツ化が可能なポーランド人」をドイツ本国の経営に配置することは、大きな民族政策的重要性があるので、単に経営の「労働配置の必要性だけにしたがって遂行してはならない」とします。むしろ、経営指導者の選抜に当たっては、ドイツ化の目標が可及的速やかに達成できることが必要だとします。それには、経営指導者として古参党员やナチ党分枝組織の信頼できるメンバーをまず動員することが必要だとします。ポーランド人の選抜に当たっては、最大限に厳格な人種的医学的な検査を行い、最良の氏族（ジッペ）だけをドイツ本国に配置するよう命じます。「経験上、主としてポーランド人の指導層を補充してしまうようなものは排除しなければならない」というのです³²。経営指導者とポーランド人の双方の選抜について、このようなことをいわなければならないこと自体、電撃戦勝利の段階でさえ、したがってドイツ兵士の戦死者・負傷者がほとんどない状態でさえ、動員体制の拡大による戦時経済の労働力不足一特に

31 Ibid., S.285.

32 Anordnung Himmlers in seiner Eigenschaft als „Reichskommisar für die Festigung Deutschen volkstums“ vom 3. Juli 1940 (Nürnberger Dok. 2916-PS), in: *Der Nürnberger*

農業労働力の不足一の緊迫性と民族主義的政策の貫徹との間で、問題が発生していることを示します。戦争は、働き手を生産の現場—特に農民を農村から一から引き離し、戦場に送り込むものだからです。経営指導者の任務は、教育的影響力を發揮し、ポーランド人がただちにドイツ民族に溶け込むようにしなければならないとします。経営の中であれ生活の場においてであれ、いかなる誹謗中傷も行ってはならない、なぜならわれわれと同じ血の人間が問題になっているからである、と³³。

仕事場と仕事の種類も、ポーランド人のドイツ化の目標を困難にするようなものであってはならない、とします。たとえば、ドイツ化の可能なポーランド人を、出稼ぎ労働者として雇用するのは、論外だとします。報酬も、ドイツ人の定住農村労働者と同じ条件で与えなければならない。小家族には少なくとも2部屋、大家族にはすくなくとも3部屋を提供しなければならない。仕事場の結びつきを作り出すために、小菜園地（デプタートラント）も与えるようにしなければならない、などと。ポーランド人家族は家具も持っていないので、経営指導者は、最低限必要な家具の準備もするよう要請します。福祉関係当局は死亡した生活保護者の家具類を持っているので、それを活用するようにとも指示します。普通のポーランド人労働者に関する治安警察的な諸規定（目印着帯義務、外出禁止、ドイツ人との交際禁止など）も、ドイツ化可能なポーランド人に対しては適用しないとします。一定期間、素行が良好で確証できれば、ドイツ市民にすることを企図しているからだと³⁴。

いよいよ1940年9月には、併合して帝国に編入した東部地域（4つの大管区に編成）の住民の根本的な新秩序を開始する前提として、住民の種類わけと選別のための命令が出されます³⁵。

Prozeß, Bd.31, 287.

33 Ibid., S.287f.

34 Ibid., S.288.

35 Erlaß für die Überprüfung und Aussortierung der Bevölkerung in den eingegliederten

この命令書によれば、4つの東部大管区には、810万人のドイツ人、61万人のユダヤ人、853万人のポーランド人、その他の諸民族18万人（ウクライナ人、ロシア人、チェコ人など）がいました。先に見たヴァルテガウは別として、これらの人数の中には、かなりたくさんの、「明確な民族的所属の区別が不可能」なものがいました。ダンツィヒ-ヴェストプロイセン大管区には、12万人のカシューブ人、約10万人の、混合婚と文化的影響からドイツ民族に傾いている旧ポーランド人、12万人のスローンツァケン人、40万人から50万人のヴァッサー＝ポーレン人、さらに約5千人のマズーレン人がいました³⁶。

こうした諸民族混在状態の地域で、住民を4つの種類に分けることにしました。Aグループは、ドイツ民族に属するもので、ドイツ国籍と帝国市民権をもつもの。Bグループは、ドイツ系のもの。完全なドイツ人に再び育てあげられなければならず、したがってドイツ国籍だけで、帝国市民権はさしあたりまだ所有していないもの。Cグループは、価値のある異民族とドイツ国籍を取り消されている者。これらは、ドイツ本国でドイツ化されなければならない。Dグループは、ドイツ国籍を持たない異民族のもの。そして、ドイツ化が可能と評価される異民族のグループのなかで、ドイツ人と血縁関係にあり、ドイツ民族の人種的に価値ある人口増加を意味するものは、せいぜい百万人とみなされた。この百万人の確定は、「国民社会主義の知識に基づいて」、人種的区別によってのみ行えるとします。この選別においては、基本的に「再ドイツ化」が重要だとします。その意味は、失われたドイツ人の血を再獲得することだといいます。それは、東部の歴史のナチス的な見方から出てきます。すなわち、東部諸州の全般的なドイツ化の試みは失敗したとの総括です。人種主義的な観点からドイツ化を行

Ostgebieten vom 12. September 1940 (Nürnberger Dok. 2916-PS), in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.31, S.288-294

36 Ibid., S.289.

わなかつたからだというのです。そのことが、長期的効果としてはドイツ化を不成功に終わらせ、ドイツの東部諸州の喪失に導いたのだと³⁷。

したがって、やるべきことは、東部諸州の住民の人種主義的な選別だということになります。そのために、ヒムラーは「ドイツ人の民族リスト」の作成を命じます。このリストに受け入れる条件はつきのようなものです。まず第一に、1939年9月1日までに、ドイツ民族だということを告知していたことを証明できるものです。ポーランド共和国の存立していた当時、マイノリティとしての不利なドイツ人の地位を公然と表明していたものは信用できるというわけです。第二に、1939年9月1日以前でのドイツ民族への所属の告白を証明することはできなくても、後になってしかるべき信条を告白していれば、そしてそれを家系や人種、教育や文化などの諸事実で証明できれば、受け入れるとします³⁸。

この二つの大きな区別を「事務処理用に」細分して、4つのグループとします。第一グループの民族ドイツ人。ポーランドとの民族闘争に積極的に参加したもの。第二グループの民族ドイツ人。積極的に民族闘争には加わらなかつたが、ドイツ民族だという証明が確実なもの。第三グループ。ドイツ系。時間の経過の中でポーランド民族との結びつきが発生したもの。しかし、その行動から完全なドイツ民族共同体の成員となりうる条件を備えているもの。第四グループ。ドイツ系。ただし政治的にポーランド民族に移行したもの、転向者。以上の4つのグループから成る「ドイツ人の民族リスト」に受け入れられない人間は、ポーランド人あるいはその他の異民族とされます³⁹。

第一グループと第二グループの民族ドイツ人は、東部建設に投入されるものとなります。ただし、第一と第二の違いは、ナチ党にとっては重要で、

37 Ibid., S.291.

38 Ibid., S.292.

39 Ibid., S.292-293.

党員になりうるのは第一グループだけです。第三グループと第四グループは、ドイツ本国（旧ドイツ）における集中的な教育によって、時間とともに完全な価値のあるドイツ人に成長でき、ドイツ化されるものと位置づけられます。第四グループを把握するに当たって基本原則とされるのは、ドイツ人の血が異民族に利用されてはならないというものです。再ドイツ化を拒否するものに対しては、治安警察的措置を講じるものとします。

以上、諸民族の混在する地域において、またポーランド分割以来のドイツ人とポーランド人との混住による相互浸透の歴史のあるところで、民族政策的に階層秩序を作り出し、それによる統合と支配を目指したのです。このような階層秩序において、ユダヤ人は最下層に位置づけられ、さしあたりは、ゲットーに集められるのです。

[付記：本稿は、2007年度科学研究費助成金基盤研究（c）「中欧経済会議・南東欧協会の構想と戦略—ヨーロッパ統合の南東拡大の史的再検討—」の研究成果の一部である。]

横浜市立大学論叢

人文科学系列

第59巻 第1・2合併号 2008

木下芳子教授 退職記念号

平成20年3月25日 印刷

平成20年3月31日 発行

編集委員 乙坂智子・山田俊治

編集兼発行人 横浜市立大学学術研究会

発行所 横浜市立大学学術研究会

TEL (045) 787-2085 FAX (045) 787-2085

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2

印刷所 有限会社 長谷川印刷

TEL (045) 711-5286 FAX (045) 721-6918

〒232-0017 横浜市南区宿町2-38

THE BULLETIN OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

Humanities

Vol. 59 No. 1, 2, 2008

Contents

Vitae	1
Judgment of legitimacy of community's rules and attribution of responsibility.	KINOSHITA, Yoshiko ... 9
Teachers' presentation of the goal and evaluation of children's behaviors observed in teacher-child interaction.	KINOSHITA, Yoshiko · HASEGAWA, Mari ... 23
Development of Tramways in Bangkok, 1888—1910	KAKIZAKI, Ichiro ... 41
The immortal god and the eternal god	MIKAMI, Shinji ... 79
On the ellipsis of <i>that</i> complementizer in the appositive nominal clauses	MURAYAMA, Kazuyuki ... 109
A Study on Transfer of Universities from Prefectural Authorities to the State after 1960 in Japan	TAKAHASHI, Hiroto ... 131
Hungary's National Civil Fund Program: Translation of the Law and Expository Comments	OKA, Masato ... 179
<u>The Road to Auschwitz-Birkenau (3)</u>	NAGAMINE, Michiteru ... 201
The Great Kanto Earthquake and the Massacre of Korean People	KURAMOCHI, Kazuo ... 219
The Natural History and the Education	ASAHINA, Daisaku ... 235
An Outbreak of the French-Prussian War, Part I ; A Capriccio of fanaticism of a mass	MATUI, Michiaki ... 251
Japanese Parents' Self-reference Forms and their Identity Construction	SATOH, Kyoko ... 279

Published by
Arts and Science Society of Yokohama City University
22-2 Seto, Kanazawa-ku, Yokohama 236-0027, Japan